商品概要説明書

年金定期積金

（２０２６年１１月２４日現在）

商 品 名	・年金定期積金
募集期間	・令和 8 年 11 月 24 日～令和 9 年 2 月 26 日
販売対象	・当組合で年金をお受取りの方、または年金受給手続きされた方 **※預入期間中継続して年金を受け取ることが条件となります。**
期　間	・１年以上５年以下
給付契約額	・５０万円以上２００万円以下 ・ご利用は１店舗に限らせていただきます。
払込方法 （１） 払込方法 （２） 払込金額 （３） 払込単位	 ・契約期間内で掛金を年金振込口座より分割して払込みいただきます。 なお、2021 年 10 月 1 日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 ・１回当たり 1,000 円以上 ・１円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 （１）適用利回り （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・店頭表示金利＋０．３０％（年利回り）を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を１円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315％（国税 15.315％、地方税 5％）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	―
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.75％を上乗せした利率）
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。** **（１）初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合** **解約日における普通貯金利率** **（２）初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合** **契約時の約定利回り×60%** **ただし、解約日における普通貯金** **利率を下限とします。**
貯金保険制度 **（公的制度）**	**・保護対象** **当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融共済部（電話：０７６６－２６－７４１７）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：０７６－４２１－４８１１）

	東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ高岡